

令和 2 年 4 月 14 日

保護者 様

市川市教育委員会
教育長 田中 庸恵

一時預かりの中止について

4 月 11 日、安倍首相は、「緊急事態を 1 か月で終えるためには、最低 7 割、極力 8 割の接触削減を実施しなければならない。」と強調し、全事業者を対象に、「出勤 7 割削減」の要請を出しました。一日あたりの感染者も、日増しに増加しており、感染経路が特定できないケースも急増しており、人との接触を避けることが社会全体で求められている時と判断されます。

現在、市川市の学校の一時預かりの対象児童は、保護者が長時間不在となる等、一人での自宅待機が困難になるご家庭に限っての対応となっておりますが、上記状況を鑑み、下記のとおり一時預かりを中止させていただきます。

記

1 一時預かり中止開始日：令和 2 年 4 月 20 日（月）

2 特別な事情がある方

小学校 1・2 年生、特別支援学級の児童及び特別支援学校の児童生徒で、保護者の方が医療、警察、消防など、社会の安定維持に関する業務に従事する場合につきましては、学校にご相談ください。

なお、放課後保育クラブの登録者については、放課後児童支援員にご相談をお願いいたします。

<問い合わせ> 10:00~16:00

*一時預かりについて 義務教育課 047-383-9261

*保育クラブについて 青少年育成課 047-383-9419